

住宅リフォームの補助を行います

町では、地域経済の活性化と快適な住環境づくりのため、みなさんが現在お住まいになっている住宅のリフォーム工事を行う場合、その費用の一部を補助します。

○補助対象者の要件

- ・町内在住で住民基本台帳に登録されていること
- ・全世帯員が、町税、国民健康保険税等を完納していること

- ・町内に本店を有する施工業者(支店は除く)により、リフォーム工事を行うこと
- ・平成31年1月末日までに工事を完了し、かつ完了実績報告ができること
- ・町で実施している他の同様の補助制度を利用していないこと

○補助対象工事

- ・工事金額が20万円以上(消費税を除く)
- ・町内で自らが居住する住宅の改修・増築・設備改善等
- ・併用住宅の場合は住宅部分のみを対象とし、その他の部分との床面積を按分して算出します。

- ・住宅敷地で防災上問題のある外構物(門、門扉、塀等)の改修

○補助金額等

- ・補助率 消費税を除いた工事費の10%(千円未満切り捨て)

補助金限度額 20万円

○申請受付

6月1日(金)～

※注意

- ・予算の範囲内で先着順に実施します。
- ・補助金の交付決定前に着工している工事は、対象となりません。
- ・補助は、同一住宅で1回限りです。

問 都市建設課管理計画班

☎(84)1217

計量器定期検査を受けましょう

今年は、計量器(はかり)定期検査の年です。商店や工場で商取引に使用している「はかり」、病院・薬局・学校で健康診断や調剤などに使用している「はかり」は検査の対象となりますので、忘れずに受検しましょう。

また、容易に移動できない「大型のはかり」や多数の「はかり」がある事業所などは、申請することで所在場所での検査もできますので、ご相談ください。

と き		と ころ
5月21日(月)	午前10時30分～午後3時	旧横芝行政センター南側車庫
5月22日(火)	午前10時30分～正午	
		午後1時30分～午後3時
5月23日(水)	午前10時30分～午後3時	

※正午～午後1時を除く。

問 産業振興課商工観光班 ☎84-1215

新婚世帯の新生活を応援します！

町では、少子化対策の強化を目的に、新婚世帯が新生活を始めるための費用の一部を補助します。

○補助対象となる世帯

- ・平成30年3月1日以降に婚姻届けを提出し、受理された夫婦
- ・婚姻日において、夫婦のいずれもが満35歳未満であること
- ・夫婦世帯の所得が340万円未満であること

- ・対象となる住宅が町内にあり、当該住宅の住所地に住所を有していること
- ・新婚世帯に町税等の滞納がないこと

○補助の対象

- ・住居費(結婚を機に新たに住宅を購入入または賃借する際に要した費用)
- ・引越し費用(引越し業者等への支払いに係る実費)

○補助金額

右記の補助対象費用の実費負担分として、1世帯当たり30万円を上限に補助

問 企画財政課企画調整班

☎(84)1218